

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第254号)

平成15年7月10日

横情審答申第254号

平成15年7月10日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成14年6月28日総総第71号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「(1)平成13年度 総務局部長級相当以上の職員に係る市外出張命令書」、「(2)平成13年度 総務局部長級相当以上の職員に係る市外出張命令簿」及び「(3)平成13年度 総務局部長級相当以上の職員に係るタクシー利用に係る書類（チケット）」の一部開示決定並びに「(4)平成13年度 総務局部長級相当以上の職員に係るタクシー利用に係る書類（チケット）」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「(1)平成13年度 総務局部長級相当以上の職員に係る市外出張命令書」、「(2)平成13年度 総務局部長級相当以上の職員に係る市外出張命令簿」及び「(3)平成13年度 総務局部長級相当以上の職員に係るタクシー利用に係る書類(チケット)」を一部開示とした決定並びに「(4)平成13年度 総務局部長級相当以上の職員に係るタクシー利用に係る書類(チケット)」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「(1)平成13年度 総務局部長級相当以上の職員に係る市外出張命令書」(以下「文書1」という。)、 「(2)平成13年度 総務局部長級相当以上の職員に係る市外出張命令簿」(以下「文書2」という。)、 「(3)平成13年度 総務局部長級相当以上の職員に係るタクシー利用に係る書類(チケット)」(以下「文書3」という。)及び「(4)平成13年度 総務局部長級相当以上の職員に係るタクシー利用に係る書類(チケット)」(以下「文書4」という。以下文書1から文書4までを「本件申立文書」という。)の開示請求に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が、平成13年12月10日付で行った文書1から文書3までを一部開示とした決定及び文書4を非開示とした決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示及び非開示理由説明要旨

本件申立文書のうち文書1から文書3までは、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第7条第2項第2号及び第4号に該当するため一部を非開示とし、文書4については、条例第10条第2項に該当するため非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

文書1のうち「職員研修部 整理番号第10-1」の添付書類に記載された個人の氏名、文書2の「用件及び出張先」欄に記載された個人の氏名及び文書3の「備考」欄に記載された個人の氏名は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため、本号に該当する。

(2) 条例第7条第2項第4号の該当性について

ア 文書1のうち「職員研修部 整理番号第10 - 1」の添付書類に記載された振込先金融機関名・支店名、口座種別及び口座番号は、当該団体の財産権を侵害するおそれがあるため、本号に該当する。

イ 文書1のうち「東京事務所 整理番号第8 - 3、第10 - 6」の添付書類に記録された法人代表者印等の印影は、公にすることにより法人等の財産権を侵害するおそれがあるため、本号に該当する。

(3) 条例第10条第2項の該当性について

文書4は、職員が支出手続のため職務上取得した帳票であり、行政文書として処理されることになる。

横浜市行政文書取扱規則では、第10条第2項に行政文書の保存期間が定められ、永年、10年、5年、3年、2年、1年、1年未満の文書の7区分に分類されている。また、同条第4項により、課等ごとのそれぞれの保存期間に属する文書の分類は、局区に共通する文書にあつては総務局長が行政文書分類表（共通）として定めている。

横浜市共通乗車券（以下「乗車券」という。）は、請求の際における内訳書と照合するための文書（支払手続に必要な添付書類ではない）であることから、長期間保存する必要がないため、保存期間1年未満の軽易な庶務関係書類として取り扱っている。保存期間1年未満の行政文書にあつては、事務処理上必要な期間が終了したら廃棄することとされているので、乗車券については、支払手続の際、請求内訳書と照合を行った後、廃棄処分される。

今回、開示請求のあつた文書4は、以上に述べたとおり保存期間の経過により既に廃棄しており、現在保有していないため、本条項の規定により非開示とした。

4 異議申立人の意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分は条例に違反している。
- (2) 本件処分は申立人の権利及び利益を侵害している。
- (3) 実施機関は条例に基づき積極的に情報を公開する義務がある。
- (4) 実施機関は、一部開示決定について、法人代表者印等の印影、振込先金融機関名、支店名、口座種別及び口座番号、個人の氏名について、個人が識別されるため、また財産権を侵害するおそれがあるというが、非開示とする理由には当たらない。

条例第4条は利用者の責務を定めており、利用者は情報を適正に使用しなければな

らないことから、個人が識別されたとしても、また公開されたとしても財産権を侵害するおそれはない。

- (5) 非開示決定について、実施機関は、乗車券を既に廃棄したとしているが、タクシー会社の支払明細書には乗車時間、乗車区間、利用者氏名が記載されていないことから、乗車日時、乗車区間、料金、利用者氏名を記載してある乗車券は、乗車券使用を記録した自動車借上げ乗車券受払簿とともに、その利用の成否を比較判断する重要な文書である。
- (6) 保存期間5年の「予算及び決算に関する文書」である支出命令書に添付され、支出の根拠を証する重要な文書である乗車券の保存期間は5年である。
- (7) 実施機関は、1日当たり数万円から20万円乃至40万円のタクシー利用をしており、この金額の多さから判断しても、軽易な庶務関係書類と同一とした判断は誤りである。
- (8) 乗車券は、支出、支払、決算、精算に必要な文書であることから、詳細な内容を記載した、代替文書のない唯一の文書を会計監査が行われる前に廃棄してしまうことはおよそ考えられないことで、何よりも、実施機関は、会計監査員に対し説明できないことをしようとしているもので、実施機関には廃棄を急ぐ理由があるとの疑いを覚える。
- (9) 条例前文で定める市民の知る権利及び第1条の目的で定める市政に関し、市民に説明する責務を全うするため、その透明性を確保すべき意識を市職員は持つべきである。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

文書1は、平成13年度に実施機関（総務局東京事務所、職員研修部）の部長級相当以上の職員が、市外へ宿泊を要する業務出張をする際に、出張者の所属・職・氏名、出張先及び当該地へ出張する具体的理由、出張日程等を記載して、決裁を受けた時に使用した市外出張命令書（東京事務所 整理番号第8 - 3、第10 - 6、職員研修部整理番号第10 - 1）であって、横浜市職員出張及び旅費支給規程（平成12年10月達第22号）附則第5項の経過措置により、同規程により廃止された横浜市職員出張及び旅費請求規程（昭和25年5月達第29号）第1条第1項第1号アの様式を適宜修正して使用している。

文書2は、平成13年度に実施機関（総務局法制課、災害対策室）の部長級相当以上の職員が、市外へ宿泊を要しない業務出張をする際に、用件及び出張先、出発月日・

時間、帰着月日・時間、出張者の職・氏名を記載して、決裁を受けた時に使用した市外出張命令簿であって、同支給規程附則第5項の経過措置により、同請求規程第1条第1項第1号イの様式を適宜修正して使用している。

文書3及び文書4は、平成13年度に実施機関の部長級相当以上の職員が使用した乗車券であって、タクシー利用の際に、現金を支払う代わりに乗車日時、乗車区間、料金、利用者氏名等を記載し、相手方に交付した書類で、後日、請求書と一緒に送付されたものである。

このうち、文書3は、総務局秘書課 19054、職員研修部 16955及び災害対策室 12271であって、文書4は、総務局秘書課 10860ほか50件、報道担当 14375ほか11件、国際室 14866ほか20件、総務課 5229ほか16件、人事課 20901ほか6件及び東京事務所 761650ほか7件である。

横浜市では、平成3年6月1日に神奈川個人タクシー協同組合ほか2組合との間で、また、平成3年8月22日に社団法人神奈川県乗用自動車協会横浜支部（当時。現在は、社団法人神奈川県タクシー協会横浜支部）との間で「自動車借上げに伴う乗車券の使用に関する協定書」を締結しており、これらの協定に基づいて、乗車券による自動車の借上げを行っている。

なお、実施機関の局課の名称は、いずれも、平成13年度当時のものである。

(2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、文書1のうち「職員研修部 整理番号第10-1」、文書2及び文書3に記録された個人の氏名について、本号に該当するとして非開示としているので、その妥当性について検討する。

ウ 文書1のうち「職員研修部 整理番号第10-1」の添付書類に記録された個人の氏名、文書2の「用件及び出張先」欄に記録された個人の氏名及び文書3の「備考」欄に記録された個人の氏名については、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。

エ なお、上記ウで本号本文に該当するとした情報は、いずれも本号ただし書アから

ウまでの規定に該当しない。

オ また、申立人は、条例第4条を根拠に非開示が不当であると主張しているが、条例第4条は、利用者の一般的な責務を定めたものであって、当該規定をもって、本号の規定に該当する情報を開示する根拠とならないのは明らかであり、このような主張には理由がない。

(3) 条例第7条第2項第4号の該当性について

ア 条例第7条第2項第4号では、「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、文書1のうち「職員研修部 整理番号第10-1」の添付書類に記録された振込先金融機関名・支店名、口座種別及び口座番号並びに文書1のうち「東京事務所 整理番号第8-3、第10-6」の添付書類に記録された法人代表者印等の印影を、本号に該当するとしているので、次にその妥当性について検討する。

ウ 文書1のうち「職員研修部 整理番号第10-1」の添付書類に記録された振込先金融機関名・支店名、口座種別及び口座番号については、当該団体の口座に関するこれらの情報を公にした場合、当該口座の預金残高や入出金状況を割り出し、不正引出しを行うことが技術的に可能であり、このような預金残高の調査等を売り物にしている調査会社等も数多く存在すること、また、他人の口座に一方的に振込みを行い、法外利息を要求する悪質な事件等も発生していることなどから、開示すると、第三者に悪用されて、当該団体の財産の保護に支障を生ずるおそれがあるものと考えられる。

したがって、文書1のうち「職員研修部 整理番号第10-1」の添付書類に記録された振込先金融機関名・支店名、口座種別及び口座番号は、本号に該当する。

エ 次に、文書1のうち「東京事務所 整理番号第8-3、第10-6」の添付書類に記録された法人代表者印等の印影についてであるが、当該法人代表者印等は、当該団体の権利義務の変動に影響がある情報であるため、これを不特定の者に開示すると、第三者に偽造されるなどして、当該団体の財産権が侵害されるおそれが否定できないことから、本号に該当する。

オ また、申立人は、条例第4条を根拠に非開示が不当であると主張しているが、前記(2)オで述べたとおり、このような主張には理由がない。

(4) 条例第10条第2項の該当性について

ア 文書4の保存に関する根拠について

文書4については、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号）第10条第4項の規定に基づき、総務局長が定めた平成13年度行政文書分類表（共通）（以下「13年度分類表」という。）の適用を受けるものであることが認められる。

なお、実施機関が非開示理由説明書に記載した「横浜市行政文書取扱規則」については、「横浜市行政文書管理規則」が正しい規則名であることが認められる。

イ 文書4の不存在について

(ア) 実施機関は、文書4については、当該文書の性質上、支出の手続が終了した段階で事務処理上必要な期間が終了するものと判断されるため、13年度分類表の保存期間1年未満の軽易な庶務関係書類として取り扱い、支出手続の際に請求内訳書と照合を行った後、適宜廃棄処分したと主張している。

(イ) しかし、自動車の借上先から、請求書及び内訳明細書と共に実施機関に送付される使用済みの乗車券は、いつ、誰が、どの区間について自動車の借上げを行い、料金はいくらであったかを証明する唯一の文書である。実施機関は、このような文書を保存するに当たって、少なくとも市民等がその内容を検証することができる期間は設けるべきであったと考えられ、前記(ア)の取り扱いには疑問がある。

なお、実施機関においては、平成15年4月1日以降、横浜市行政文書管理規則第10条第4項の規定に基づき総務局長が定めた平成15年度行政文書分類表（局区共通）で、新たに民間自動車借上関係書類という項目を追加し、乗車券を保存期間1年と規定していることが認められる。

(ウ) しかしながら、実施機関が、文書4は既に廃棄済みであり、存在しないと主張している点については、これを覆すに足る確証を得ることはできなかった。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書のうち、文書1、文書2及び文書3を条例第7条第2項第2号及び第4号に該当するとして一部開示とした決定並びに文書4を条例第10条第2項に該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年6月28日	・実施機関から諮問書並びに一部開示及び非開示理由説明書を受理
平成14年7月26日 (第274回審査会)	・諮問の報告
平成15年3月13日 (第280回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成15年4月11日 (第9回第二部会)	・審議
平成15年4月25日 (第10回第二部会)	・審議
平成15年5月9日 (第11回第二部会)	・異議申立人から意見聴取 ・審議
平成15年5月23日 (第12回第二部会)	・審議